



議案第 十 号

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和六拾年参月廿参日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

三朝町交通安全指導員の設置等に関する条例（昭和五十年三朝町条例第二十七号）の一部を
次のように改正する。

第九条中「三万九千円」を「四万円」に改める。

第十条第一項中「三千百円」を「三千二百円」に改める。

附 則

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。